

共生ビジョン 変更案について

国が定める要綱において、定住自立圏共生ビジョンについては毎年度所要の変更を行うものと定められており、その変更にあたっては、共生ビジョン懇談会における検討を経ることとされております。

今回は、昨年度中に検討部会でまとめた事案等について、懇談会に諮ります。

○別表第 4（スポーツ施設の相互利用事業関係）

- ・ <川場村>の 3 施設を削除。

○第 4 章 形成協定に基づき推進する具体的な取組

- 2 生活機能の強化に係る施策分野（4）産業振興 ①広域観光体制の充実
 - ・ 新商品開発支援事業に係る内容を追加。